

妙高市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、妙高市財務規則（昭和58年新井市規則第23号。以下、「規則」という。）第164条第1項ただし書の規定に基づく書留郵便等による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象案件は、入札公告又は入札通知書（以下「公告等」という。）において指定するものとする。

(入札書等の郵送)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書その他当該入札の公告等で指定する書類（以下「入札書等」という。）を書留郵便等の方法により、公告等において指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

2 入札書等を郵送する場合は、次のとおりとする。

(1) 内封筒・外封筒の二重封筒とする。

(2) 内封筒には、入札書等を封入し、件名及び入札者の住所、商号又は名称を記入するとともに貼り付け部分に封印する。

(3) 外封筒には、前号の内封筒を封入し、件名、開札日、入札者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きする。

3 郵便入札に係る費用については、すべて入札者の負担とする。

4 第1項ただし書きにより持参する場合は、外封筒を省略することができる。

5 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(開札)

第4条 郵便入札の開札の執行にあたっては、公告等で示した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員の立会いのうえ開札しなければならない。

2 初度の入札で落札者又は落札候補者が決定せず、再度の入札を行う場合は、入札執行職員が別途指定する期限までに入札書を郵送又は持参しなければならない。

(入札の中止等)

第6条 入札執行職員は、妙高市入札心得第11条によるほか、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(入札結果の通知)

第7条 入札執行課は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定した場合は、当該入札の落

札者又は落札候補者に対しその旨を通知するとともに入札結果を閲覧に供するものとする。

(異議の申立)

第8条 入札者は、郵便事故等により入札書等が期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。